





その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対ししてされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により從前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に從前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

**第五十八条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

**第六十条** 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。